

◎性同一性障害者の性別の取扱いの特

例に関する法律の一部を改正する法

律 (平成二〇年六月一八日法律第七〇号)(参)

一、提案理由(平成二〇年六月四日・参議院本会議)

○遠山清彦君

……………(略)……………

次に、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表いたしまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律においては、性別の取扱いの変更の審判の要件として、性同一性障害者であることのほか、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいないこと、生殖不能の状態であること等を規定しております。これらのうち、「現に子がいないこと」とするいわゆる子なし要件は、子がいる性同一性障害者にも性別の取扱いの変更を認めた場合には、親子関係などの家族秩序に混乱を生じたり、子の福祉に影響を及ぼしかねないなどとす

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律

る議論に配慮して設けられたものでありますが、これに対しては、子がいる性同一性障害者等から法改正の要望が出されている一方、その家族の一部からは慎重な検討を求める意見も出ていくところであります。

本法律案は、以上のことを踏まえ、子の福祉に配慮しつつ、子がすべて成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認めようとするものであり、性別の取扱いの変更の審判の要件のうち、「現に子がいないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改めることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から起算して六月を経過した日とするとともに、性別の取扱いの変更の審判の制度について、改正後の法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨の規定を置いております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年六月一日)

○下村博文君 ただいま議題となりました法律案につきまし

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律

二二六

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取り扱いの変更の審判をすることができるようにするため、その要件のうち、「現に子がいないこと。」を「現に未成年の子がいないこと。」に改めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、六月四日本委員会に付託され、六日参議院法務委員長代理者参議院議員浜四津敏子君から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。